

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十六号

#### 広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十六条 (所得控除) 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第一項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額を、それぞれ控除する。</p>	<p>第三十六条 (所得控除) 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第一項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額を、それぞれ控除する。</p>
<p>第三十九条の五 (略) 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をい</p>	<p>第三十九条の五 (略) 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をい</p>

う。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第十一条の三 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第十一条の六第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第十一条の六第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第十条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
附則第十条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適

う。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第十一条の三 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第十条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
附則第十条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行	附則第十 条の二第 三項	(略)	(略)	用される場合を 含む。)
	第三十五条 の三まで、 第三十六条 の二、第三 十六条の五	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五(これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一条の六 第一項の規定に より適用される 場合を含む。)	
	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	(略)	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第十一条の 六第一項の規定 により適用され る租税特別措 置法第三十一条 の三第一項	
附則第十 条の三	(略)	第三十五条第一 項(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)		

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行	附則第十 条の二第 三項	(略)	(略)	用される場合を 含む。)
	第三十五条 の三まで、 第三十六条 の二、第三 十六条の五	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五(これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一条の七 第一項の規定に より適用される 場合を含む。)	
	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	(略)	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第十一条の 七第一項の規定 により適用され る租税特別措 置法第三十一条 の三第一項	
附則第十 条の三	(略)	第三十五条第一 項(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)		

われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略) 附則第六 条の四第 一項第二 号ロ	(略) 第三十一 条の三	(略) 第三十一 条の三 (東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十一 条の六第四項の 規定により適用 される場合を含 む。)
-----------------------------------	--------------------	---

われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略) 附則第六 条の四第 一項第二 号ロ	(略) 第三十一 条の三	(略) 第三十一 条の三 (東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十一 条の七第四項の 規定により適用 される場合を含 む。)
-----------------------------------	--------------------	---

附則第十 条第一項	第三十五条 第一項	第三十五条第一 項（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第四項 の規定により適 用される場合を 含む。）	附則第十 条の二第 三項	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第四項 の規定により適 用される場合を 含む。）、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五（これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一条の六 第四項の規定に より適用される 場合を含む。）
附則第十 条の三	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関す る法律第十一条 の六第四項の規 定により適用さ れる租税特別措 置法第三十一条 の三第一項	附則第十 一条第一 項	第三十五条 第一項	第三十五条第一 項（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第四項 の規定により適
附則第十 条第一項	第三十五条 第一項	第三十五条第一 項（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第四項 の規定により適 用される場合を 含む。）	附則第十 条の二第 三項	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第四項 の規定により適 用される場合を 含む。）、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五（これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一条の七 第四項の規定に より適用される 場合を含む。）
附則第十 条の三	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関す る法律第十一条 の七第四項の規 定により適用さ れる租税特別措 置法第三十一条 の三第一項	附則第十 一条第一 項	第三十五条 第一項	第三十五条第一 項（東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第四項 の規定により適

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1897 263 1937 391">(略)</td> <td data-bbox="1897 391 1937 566">(略)</td> <td data-bbox="1897 566 2013 774">用される場合を含む。(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	用される場合を含む。(略)	<p>4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第十一条の六第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。</p>
(略)	(略)	用される場合を含む。(略)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1897 821 1937 949">(略)</td> <td data-bbox="1897 949 1937 1125">(略)</td> <td data-bbox="1897 1125 2013 1332">用される場合を含む。(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	用される場合を含む。(略)	<p>4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第十一条の七第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。</p>
(略)	(略)	用される場合を含む。(略)		

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>5 (県民税の納税義務者等) 第三十四条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七條の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特</p>
改正前	<p>5 (県民税の納税義務者等) 第三十四条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七條の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人</p>

定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五條第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6-8 (略)

(法人の県民税の申告納付)

第四十六條の二 (略)

一 法人税法第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合を含む。以下この条において同じ。)、第七十四條第一項、第八十八條(同法第四百四十五條の十三において準用する場合を含む。)、第八十九條(同法第四百四十五條の十三において準用する場合を含む。)、第四百四十四條の三第一項(同法第四百四十四條の四第一項の規定が適用される場合を含む。)、又は第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 当該申告書の提出期限の到来する日

2 (略)

二-四 (略)

附則

第十一條の二の十一 (略)

第十一條の二の十一の二 令和六年九月二日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四條の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この項において「特別事業再編計画」という。)について同條第一項の認定を受けた同法第二十四條の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同條第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二條第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。)のための措置(同條第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この項において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この項において「取得等の日」という。)以後

をいう。)のうち法第二十五條第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6-8 (略)

(法人の県民税の申告納付)

第四十六條の二 (略)

一 法人税法第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合を含む。以下この条において同じ。)、第七十四條第一項、第八十八條(同法第四百四十五條の五において準用する場合を含む。)、第八十九條(同法第四百四十五條の五において準用する場合を含む。)、第四百四十四條の三第一項(同法第四百四十四條の四第一項の規定が適用される場合を含む。)、又は第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 当該申告書の提出期限の到来する日

2 (略)

二-四 (略)

附則

第十一條の二の十一 (略)

引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条第七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項及び第二項において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち地方税法施行規則附則第二条の六の四で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第四十七条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第四十七条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「一億円を超えるもの（附則第十条の二の十一の二に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

2] 前項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に当該法人が前項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として地方税法施行規則附則第二条の六の五で定める書類を添付しなければならない。

3] 知事は、前項の書類の添付のない法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十三条の三 (略)

第十三条の三 (略)

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第十三条の四 令和八年四月一日以後に第六十九條の二第一項の売渡し又は同條第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第六十九條第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第七十條の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第七十一條第一項の製造たばこの本数は、同條第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第六十九條第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この条において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二條第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを地方税法施行規則第四條の二の規定により直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の地方税法施行規則附則第四條の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2| 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第七十條の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の令附則第十條で規定するものについて、前項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3| 第一項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、第六十九條の二第一項の売渡し又は同條第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品

<p>目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	
--	--

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第二十条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二十条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第二十条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二十条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（軽油引取税のみなす課税）  
第二百五条（略）

- 2 （略）
- 3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三条の四第一項（令附則第十条の二の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。
- 4 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち令第四十三条の四の二に規定するものをいう。）に基づき締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して日本国内に所在する当該締約国の軍隊をいう。第七十七条の二において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第七十七条の二 締約国軍隊が、第七十五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第七十四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）  
第七十二条の三（略）

- 2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七十七条に規定する用途に該当しないときその他令第四十三条の十五第十五項（令附則第十条の二の第二十項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。
- 3-5 （略）

第七十二条の四（略）

- 2 （略）
- 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からする

（軽油引取税のみなす課税）  
第二百五条（略）

- 2 （略）
- 3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三条の四第一項（令附則第十条の二の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。
- 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第七十七条の二において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第七十七条の二 オーストラリア軍隊が、第七十五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第七十四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）  
第七十二条の三（略）

- 2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七十七条に規定する用途に該当しないときその他令第四十三条の十五第十五項（令附則第十条の二の第二九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。
- 3-5 （略）

第七十二条の四（略）

- 2 （略）
- 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からする

ことができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三条の十五第九項（令附則第十条の二の二第十項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行うおととする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三条の十五第十六項（令附則第十条の二の二第十項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5-8 (略)

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 (略)

一 (略)

二 自衛隊又は締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち令附則第十条の二の二第二項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して日本国内に所在する当該締約国の軍隊をいう。第六項において同じ。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二三項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第四項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第五項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第六項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第七項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第八項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の令附則第十条の二の

ことができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三条の十五第九項（令附則第十条の二の二第九項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行うおととする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三条の十五第十六項（令附則第十条の二の二第九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5-8 (略)

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 (略)

一 (略)

二 自衛隊又は第百五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第二項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第三項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第四項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第五項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第六項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第七項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の令附則第十条の二の

<p>二第九項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十三項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた締約国軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>二第八項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十二項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>
--	--

第五条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方消費税の納税義務者等) 第五十五条の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人課税者（同法第十五条第一項に規定する法人課税</p>	<p>(地方消費税の納税義務者等) 第五十五条の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人課税者（同法第十五条第一項に規定する法人課税</p>

<p>信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二十一条第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。</p> <p>214 (略)</p>	<p>信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二十一条第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。</p> <p>214 (略)</p>
--	---

第六条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達) 第二十七条 法第二十条の二の規定による公示送達は、公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を、納税地を管轄する県税事務所若しくは県庁(特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るものにあつては、広島県西部県税事務所)の掲示場に掲示し、又は公示事項を県税事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</p>	<p>(公示送達に係る掲示場) 第二十七条 法第二十条の二第二項の規定による公示送達のための掲示場は、納税地を管轄する県税事務所又は県庁の掲示場とする。ただし、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る同項の規定による公示送達のための掲示場は、広島県西部県税事務所に掲示場とする。</p>

第七条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略) 一・二 (略) 三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次</p>	<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略) 一・二 (略) 三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。並びに租税特別措置法第四十一条の十八</p>

<p>に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号) 第六条又は附則第四条第一項の規定により知事の認可を受けた同法第二十一条第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号) 第二条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 広島県税条例の一部を改正する条例(令和六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 八年新条例第四十七条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十一条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人(八年新条例第四十七条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十一条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を除く。))に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。)のうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行ふ事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号) 第三条の規定による改正後の地方税法(以下「八年新法」という。) 第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定に</p>	<p>附則</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 八年新条例第四十七条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十一条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行ふ事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号) 第三条の規定による改正後の地方税法(以下「八年新法」という。) 第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合又は当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対す</p>

より申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

る令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

）  
 第九条 広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）            第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（次項において「新条例」という。）第三十四条、第四十五条、第四十六条の二、第四十七条、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十二条の五及び第五十五条の二並びに第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生じる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）            第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（次項において「新条例」という。）第三十四条、第四十五条、第四十六条の二、第四十七条、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十二条の五及び第五十五条の二並びに第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生じる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）</p>

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
------------------	------------------

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条の規定 公布の日
- 二 第一条及び附則第三条の規定 令和八年一月一日
- 三 第二条並びに附則第五条及び第七条の規定 令和八年四月一日
- 四 第三条の規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 五 第四条及び附則第八条の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 六 第五条、第九条及び附則第六条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 七 第六条及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 八 第七条及び附則第四条の規定 第六号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(公示送達に関する経過措置)

第二条 第六条の規定による改正後の広島県税条例第二十七条の規定は、前条第七号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下この条において「新条例」という。）第三十六条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条の五第二項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同

法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十九条の五第二項の規定による申告書について適用し、令和八年一月一日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の広島県税条例第三十九条の五第二項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第七条の規定による改正後の広島県税条例第三十八条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（事業税に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の十一の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の広島県税条例第五十五条の二第一項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「六号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、六号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第七条 次項に定めるものを除き、令和八年四月一日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（第二条の規定による改正後の広島県税条例（以下この条において「新条例」という。）附則第十三条の四第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、広島県税条例第六十九条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第七十一条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第十三条の四の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 広島県税条例第七十一条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第十三条の四第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五

を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第十三条の四の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の広島県税条例(以下この条において「新条例」という。) 第五十五条第四項及び第七十七条の二の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「五号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油(広島県税条例第四百四条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。)の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、五号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第六項の規定は、五号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、五号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。